

# 運 営 要 約

## 第1条 [名称]

地域通貨券の名称は「ピース」とし、その運営は地域通貨「ピース」運営委員会（以下運営委員会といふ）が行う。

## 第2条 [目的]

地域通貨「ピース」の目的は、①地域コミュニティの再生・活性化（地域のつながりと相互扶助）②市民活動・ボランティア活動の促進（グループ・団体等の支援）③地域経済の活性化を図る。

## 第3条 [ピースの発行・運用・管理等]

ピースの発行・運用・管理等について次の事項を定める。

1. ピースの発行は、運営委員会が発行する。（発行枚数・発行時期等についても行う）
2. ピースの流通・交換・使用規定等については、運営委員会で決定する。
3. ピースの事務に関わる管理等は、運営委員会の事務局がこれを行う。
4. ピースの基本単位や素材・デザイン・形・大きさ等は運営委員会で定める。

## 第4条 [ピースの発行形態・発行対価等]

ピースの発行形態について次の事項を定める。

1. ピースの1単位は5ピース券（30分券）の1種類とする。入手希望者には入会手続き後に5ピース券10枚を配布する。また、グループ・団体会員等は必要に応じて枚数を配布する。
2. その他、ピース券発行形態については、運営委員会が詳細を決定する。

## 第5条 [会員]

1. 清瀬市および在勤・在学、市内が生活や活動拠点の人でピースの趣旨に賛同し、地域通貨「ピース」に入会し会員になることができる。
2. ボランティア活動のグループ・団体等が入会し、構成員相互の交換のためにピース入手して使用するものは、準会員として登録し、その活動には運営要綱を適用する。

## 第6条 [運営委員会]

運営委員会の構成・役割・役員・任期等は次の通り定める。

1. 運営委員会は、会員およびグループ・団体等より選出された運営委員によって構成される。
2. 運営委員会は、定期的に開催し、地域通貨「ピース」の流通・運用・管理等について協議・決定する。
3. 運営委員会には、委員長・副委員長・事務局長の役員と会計監事を置き、その任期は2ヵ年とする。
4. 運営委員会の日常業務は事務局（複数）によって運営される。但し、緊急時は三役で協議し、対応する。
5. 運営委員会は年1回総会を開き、活動報告と決算報告、新年度の事業計画と予算の承認を受ける。

## 第7条 [会費]

会員は会費を納入する。会費等詳細は運営委員会がこれを定める。

## 第8条 [使用規定]

ピース使用にあたっては、別に定める「ピース利用上の注意事項」による。「ピース利用上の注意事項」は運営委員会で決定する。

## 第9条 [使用規定に違反した場合]

前第8条に違反した場合には、運営委員会に諮り、違反した当事者のピースの使用を停止することとする。

## 第10条 [使用上の問題や損害]

会員および準会員において、活動中に生じた問題や人的、物的な損害については、保障も含めて当事者間の協議の上、話し合いで解決する。

## 第11条 [情報交換等]

運営委員会は会員に「ピース」についての情報を提供し、必要に応じて情報誌の発行や交流会の実施、イベント等を利用し活動発展に努めなければならない。

## 第12条 [運営要綱の改正]

この運営要綱の改正にあたっては、総会の過半数の賛成を必要とする。

### [附則]

1. この運営要綱は、2008年（平成20年）10月1日から施行する。